

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福井県内における子ども会の育成及び子どもの育成活動の振興のため必要な事業を行い、もって子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子ども会活動の育成及び指導に関する事業
- (2) 子ども会の安全活動に関する事業
- (3) 子ども会活動の充実に必要な調査研究及び資料刊行に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 正会員

この法人の会員規程に定める団体又は個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人

(3) 特別会員

この法人に対して特に功労のあった者又は学識経験者で、総会において承認された者

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の正会員または賛助会員となろうとする者は、理事会が定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 特別会員は、本人の承諾をもって入会とする。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款またはその他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を、2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。
- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 会員の除名
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、正会員に対して必要な事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 会員の除名

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、理事会において別に定める議決権行使書をもって、議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を、前条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において第17条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は総会の決議により選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等の支給の基準による。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、役員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の会長は 上田 秀徽、専務理事は 山口 和代とする。
- 4 この定款は、平成26年5月24日より施行する。（平成26年5月24日 総会決議）

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「この法人」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる「全ての子ども会関係者」が、青少年の健全育成に資するこの法人の目的を自覚し、不斷の努力と自己規律に努め、公正かつ適正な事業活動をとおして、社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、対象となるものは、この法人の役員と職員（役職員）、正会員、県ユース・リーダー、及び各市町子連の役員・会員（事務局）、県内子ども会指導者・育成者、さらに安全共済会制度に基づき登録を行っている会員など、この法人にかかわる県内「全ての子ども会関係者」である。

(組織の使命および社会的責任)

第3条 この法人は、その設立の趣旨および定款の目的に従い、広く青少年の健全育成に貢献すべき重要な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらねばならない。

(社会的信用の維持)

第4条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の内部規程等を遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

(遵守事項)

第6条 役職員及び正会員等は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、経済的利益の供与又は授受等の不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員及び正会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員及び正会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、この法人の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(私的利益の禁止)

第7条 役職員及び正会員等は、この法人の目的を十分自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 役職員及び正会員等は、その職務の遂行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(組織)

第10条 この法人の倫理規程に関わる組織として、以下のものを置く。

- (1) 倫理担当理事
- (2) 倫理委員会

(倫理担当理事)

- 第11条 倫理担当理事は、理事会の決議により会長が任命する。
- 2 倫理担当理事は、必要に応じ、この法人の倫理状況について理事会に報告する。
 - 3 倫理担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) 倫理規程の普及・定着の最終責任者
 - (2) 倫理違反事例の対応の統括責任者
 - (3) 倫理委員会の委員長
 - (4) 各内部規程等の法的側面からの検証
 - (5) その他役職員及び正会員等からの問合せ事項に関する法的側面からの助言等

(倫理委員会)

- 第12条 倫理委員会は倫理担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。
- (1) 倫理規程の普及及び施策の検討と実施
 - (2) 倫理規程違反事件についての調査・分析・検討
 - (3) 倫理規程違反再発防止策の策定
 - (4) その他、倫理担当理事が諮問した事項
- 2 倫理委員会は、倫理担当理事を委員長とし、代表理事、業務執行理事、総務委員会副委員長、研修委員会副委員長、育成指導委員会副委員長、広報委員会副委員長を委員として構成する。
- 3 監事は、倫理委員会に出席し、必要な意見を述べることができる。

(倫理委員会の開催)

- 第13条 倫理委員会は、委員長の招集により、開催することができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時倫理委員会をいつでも招集することができる。

(報告・連絡・相談ルート)

- 第14条 役職員及び正会員等は、倫理規程違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかに倫理担当理事に報告する。
- 2 倫理担当理事は、前項の報告又は内部通報等で倫理規程違反又はその恐れがある行為を知ったときは、事実関係の調査を行い、対応方針を検討する。
- 3 倫理委員会は、必要に応じて、弁護士などの外部の専門家や専門機関等の助言を得て諮問に答えることができる。

(違反による処分等)

- 第15条 役職員及び正会員等が、遵守事項に違反する行為を行った恐れがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員及び正会員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。
- (1) 役員の処分については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第26条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 正会員等の処分については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、定款第9条に基づき取り扱うものとする。
- (3) 職員の処分は、本会の就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長については、理事会の決議によるものとする。
- (4) その他、この法人以外の関係組織や機関等との連携が必要な場合は、倫理委員会の意見を聴取したうえ、必要に応じて適切に連携を図って対応し、決定していくものとする。

(研鑽)

- 第16条 この法人は、必要に応じて、役職員及び正会員等に対して倫理規程やコンプライアンス等に関する研修を行うものとする。
- 2 役職員及び正会員等は、この法人の事業推進のために、自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

- 第17条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(平成29年3月12日 理事会決議)